

あなたの意見を
聞かせてください

弘前市子ども・子育て会議の委員を募集



子ども・子育て支援施策の内容等について、広く市民の皆さんからの意見を反映させるため、委員を募集します。

▼**応募資格** 満18歳以上の市民で、小学生以下の子どもを持つ保護者（市議会議員、市職員（退職者を含む）、市の他の附属機関の委員を除く）

▼**募集人数** 2人

▼**任期** 委嘱した日から2年間

▼**会議の開催** 年2～3回、平日の日中に開催

▼**報酬など** 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費相当額を支給

▼**応募方法** 次の事項を明記した応募用紙を、郵送か持参またはEメールで提出してください。

①住所・氏名・生年月日・性別・職業・子どもの年齢・電話番号・Eメールアドレス

②子どもたちのより良い育ちを実現するために、「自分の子育てに対する思いと、弘前市の子どもや子育てに対する支援について望むこと」の作文（600字程度）

※様式は自由ですが、参考様式を市ホームページやこども家庭課（市役所1階）から取得可能

▼**募集期限** 9月24日（火・午後5時必着）

▼**選考方法など** 選考委員会で選考の上、結果を応募者全員に文書で通知

※委員に選任された人は、委員名簿、会議録等に記載し、市ホームページ等で公表します。

■**問い合わせ・提出先** こども家庭課保育係（〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1131、Eメール kodomokatei@city.hirosaki.lg.jp）

請求手続きを
忘れずに

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や審査事務等は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

▼**対象** ①老齢基礎年金を受給し、次の①～③の要件を全て満たしている人

①65歳以上／②世帯全員の市町村民税が非課税／③前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約472万円以下の人

▼**請求手続き** 今年度から新たに本給付金の支給対象となる人には、9月ごろから、日本年金機構

より請求手続きの案内が届きますので、同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要な事項を記入の上、郵送してください。

対象要件を満たしているにもかかわらず、請求手続きの案内が届いていない人は、基礎年金番号を確認の上、給付金専用ダイヤルへ問い合わせを。※現在、年金生活者支援給付金を受給しており、引き続き要件を満たす場合、手続きは不要です。

▼**注意事項** 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

■**問い合わせ先** 給付金専用ダイヤル（☎0570-05-4092）／弘前年金事務所（☎27-1339）／国保年金課国民年金係（☎40-7048）

9月1日～10日は

屋外広告物 適正化旬間

■**問い合わせ先** 都市計画課（☎34-3219）

屋外広告物は営利目的に限らず、建物の壁面や屋上に表示する広告物やはり紙などがあります。看板の落下や倒壊事故、のぼり旗の接触などで、歩行者や車両等に危害が及ばないように、屋外広告物の所有者や管理者は安全性の確保のため、点検の実施をお願いします。

市では屋外広告物を表示できる場所や大きさなどを定め、その多くは掲出するための許可が必要です。詳しくは、市ホームページで確認してください。



地域活性化に
取り組みます

地域おこし協力隊員を募集



都市住民の移住・定住を促し、地域の活性化を図るため、弘前市で活躍する地域おこし協力隊員を募集しています。

▼**募集内容と募集人員**

●**移住・定住支援隊員**…移住・定住支援に関する企画・運営など＝1人

●**ワイン産地化隊員**…ワインぶどう栽培の技術習得や魅力発信活動など＝1人

●**観光振興隊員**…観光資源の発掘および創出する活動など＝2人

▼**活動期間** 採用の日（令和7年4月1日以降）～令和8年3月末（最長3年まで継続可能）

▼**報酬** 市の会計年度任用職員として月額26万

6,666円

▼**応募方法** 応募用紙に必要な事項を記入して、郵送または持参で提出してください。

※応募用紙は市ホームページに掲載

▼**募集期限** 10月31日（木・必着）

▼**選考方法** 第1次選考…書類審査（結果は11月中旬に文書で通知）／第2次選考…12月21日（土）・22日（日）に実施予定

※最終結果は令和7年1月上旬に文書で通知
詳細は、市ホームページで確認してください。

■**問い合わせ・提出先** 企画課人口減少対策担当（市役所2階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎40-7121）



「町会」の知られざる魅力を発信!



■**問い合わせ先** 市民協働課地域コミュニティ振興室（☎40-0384）

町会では、「集会所」などの施設を管理するほか、さまざまな利活用に取り組み、多くの人の居場所づくりにつなげています。

今回は、特徴的な取り組みを行う三岳町会と樹木町会の町会長に、お話を伺いました。

シリーズキャラクター・ヒロくん▶



三岳町会

集会所を「ただいま」と言える場所に



▲奈良町会長

三岳町会では、毎週金曜日の午後、集会所を「三岳寺子屋」として町会員有志に提供し、周辺地域の子どもたちが集まる場所になっています。

上級生が下級生の面倒をみることもあり、子どもたちの成長が頼もしいです。また、町会員有志が協力して食事提供や見守りをしていますが、町会内外の人からの協力や寄付もあり、子どもを中心に地域の絆が生まれています。

集会所は使ってナンボ!

運営に協力してくれる大学生や利用者の親などつながりができることで、夏祭りなどの町会行事の実施がスムーズになりました。今後どんどん集会所を活用し、幅広い交流を図ってまいります。



樹木町会

高齢者の居場所づくりにトライ

樹木町会では、今年度から集会所を活用して、週に1回、体操や講座を開催し、高齢者を中心とした健康づくりに取り組んでいます。

家に閉じこもりがちな高齢者に「一緒に運動さ行ぐべ」と声をかけ、あうことで、見守りにもつながると思っています。始めたばかりで試行錯誤していますが、担当を中心にみんなで話し合いながら一生懸命活動しています。皆さんに楽しんで活動してもらえることが一番うれしいですね。



▲加藤町会長

若者の活用にもつなげていきたい

遠くまで出かけなくても、近所で楽しめる場所として、高齢者だけでなく若い人にも使ってもらえるよう働きかけていきたいです。

